

# 労災かくしは犯罪です

## 労働者の方へ

労働災害により負傷した場合は、休業補償給付などの労災保険給付の請求を労働基準監督署長あて行ってください。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっています。

もし、労働災害により負傷したのに、使用者(勤務先)から、国民健康保険や健康保険で治療するよういわれたり、診療機関に「自宅で負傷した」など事実と異なる内容の災害原因を申し立てるよう指示された場合などは、労働基準監督署に相談することができます。

労働基準監督署は、勤務先の所在地により管轄が分かります。

署名	所在地	電話番号	管轄
熊本労働基準監督署	〒862-8688熊本市中央区大江3-1-53 (熊本第2合同庁舎)	Tel:096-362-7100	熊本市(旧植木町を除く)、宇土市、宇城市、上益城郡、下益城郡
八代労働基準監督署	〒866-0852八代市大手町2-3-11	Tel:0965-32-3151	八代市、水俣市、八代郡、葦北郡
玉名労働基準監督署	〒865-0016玉名市岩崎273(玉名合同庁舎)	Tel:0968-73-4411	玉名市、荒尾市、玉名郡
人吉労働基準監督署	〒868-0014人吉市下薩摩瀬町1602-1	Tel:0966-22-5151	人吉市、球磨郡
天草労働基準監督署	〒863-0050天草市丸尾町16-48	Tel:0969-23-2266	天草市、上天草市、天草郡
菊池労働基準監督署	〒861-1306菊池市大琳寺236-4	Tel:0968-25-3136	菊池市、山鹿市、合志市、阿蘇市、菊池郡、阿蘇郡、熊本市のうち旧植木町

## 事業者の方へ

事業主は、労働者が労働災害による負傷などで、休業1日以上となる場合には、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければなりません。

また、事業主は、労働基準法により補償責任を負わねばなりません。しかし、労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます(ただし、労災によって労働者が休業する際の休業1～3日目の休業補償は、労災保険から給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接労働者に支払う必要があります)。したがって、労災保険に加入していない場合は、労働基準法上の補償責任を負うことになります。

[詳細情報はこちら](#)